

## 機密保持（個人情報保護）に関する遵守事項

2019年4月1日  
済生会新潟病院

実習・見学を実施するにあたっては、常に下記に定める情報（以下「情報等」という。）の取扱いに十分配慮するとともに、関連法規、院内規程、その他当該者間で取り決めたルールを遵守しなければなりません。実習・見学を開始する前には、まず、自らが遵守すべきことを確認してください。

この遵守事項は、前述の規程やルールの有無または内容に関わらず、最低限遵守すべきものをまとめたものです。実習・見学を行う場合には、常に念頭において行動してください。

.....  
下記に定める情報について、本実習・見学以外の目的に使用せず、関係法規、院内規程、その他当該者間で取り決めたルールを遵守し、第三者に開示・漏洩しないものとする。  
.....

- ① 本実習・見学の課程及び結果に関連して相手方から提供を受けた情報。
- ② その他、実習・見学中に知り得た情報について、機密保持を条件として開示する情報。
- ③ 個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報。他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含む。また、秘密の情報であるかどうかを問わない。

1. 業務上知り得た情報等は、実習・見学目的以外に利用、開示、漏洩しないこと。実習・見学終了後においても利用、開示、漏洩しないこと。
2. 情報等は複製しないこと。実習・見学上複製が必要な場合には、事前に管理者からの承認を得ること。
3. 情報等の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他情報等の適切な管理のために必要な措置を講じること。
4. 情報等の目的外利用、漏洩が判明したときは、ただちに管理者に報告し、管理者の指示を受けること。
5. 情報等を廃棄するときは、書類については裁断または焼却すること。電子データについては、データ消去専用ソフトウェア等によるデータ消去または媒体の破壊によりデータの再現が不可能な状態とすること。